

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者のみなさんへ 入院するときは窓口での負担軽減のために 『認定証』の申請をしましょう

同じ月内の医療費の自己負担額（窓口で支払う料金）が一定限度以上に高額になったときは、その限度額を超えた分は高額療養費として、後日に加入保険からの払い戻しが受けられます。

入院するときに「**限度額適用認定証**」を病院の窓口で提示をすると、病院ごとの窓口で支払う料金の上限は、自己負担限度額までで済むようになります。入院するときは事前に保険年金係へ申請をして「認定証」の交付を受けましょう。

また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事にかかる負担額が軽減される「**標準負担額減額認定証**」を、申請により交付します。**申請するときは、被保険者証と印かん（みとめ可）を持参してください。**

なお、国民健康保険被保険者70歳未満の方と70歳以上、後期高齢医療被保険者の方ではそれぞれ自己負担限度額が異なり、世帯の所得状況によっても異なります。（下表のとおり）

くわしくは、保険年金係へお問い合わせください。

70歳未満の国民健康保険被保険者の自己負担限度額

世帯区分	自己負担限度額（月額）	食事標準負担額（1食あたり）
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	260円
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	260円
住民税非課税	35,400円	入院期間90日まで 210円 // 91日以降 160円

* 国民健康保険税を滞納している世帯の方は標準負担額減額認定証（食事の負担軽減分）のみを発行します。

70歳以上の国民健康保険被保険者 および 後期高齢被保険者の自己負担限度額

世帯区分	自己負担限度額（月額）		食事標準負担額（1食あたり）	
	外来（個人ごと）	外来 + 入院	一般病棟（1食あたり）	療養病棟
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	260円	詳細はおたずねください
一般	12,000円	44,400円	260円	
住民税非課税	8,000円	24,600円	入院期間90日まで 210円 // 91日以降 160円	
年金収入80万円以下等		15,000円	100円	

* 世帯区分が現役並み所得者・一般の方は、手続きの必要はありません。

■問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

年金は世代と世代の支えあい
「もしも」の時のために

国民年金は老後の生活だけでなく、「もしも」の時の給付があり、経済的な支えとなります。

国民年金加入中に病気やけがで障害が残った場合は、障害の程度に応じて「障害基礎年金」を受け取ることができます。また、生活を支える人が加入中などに亡くなった場合は、残された家族が「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

ただし、保険料が未納のままだと、これらの給付が受けられない場合があります。

経済的な理由で保険料を納めるのが困難な人等のために「免除制度」があります。保険料の納付に困ったら、早めにご相談ください。

申請免除の承認期間は7月から翌年6月までです。（原則として毎年申請が必要です）免除の判定には前年の所得等が基準となりますので収入を正しく申告しましょう。

「もしも」の時にも保障を受けられる国民年金制度への理解と協力をお願いします。

■問い合わせ

佐賀年金事務所 ☎31-4191
多久市 市民生活課 保険年金係

☎75-2159